

桑名伝統芸能を守る会 規約

(名称)

第1条 本会は桑名伝統芸能を守る会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は桑名芸妓衆の伝統芸能継承のため、地域内外の支援を得ながら、桑名地域全体として、芸妓の育成並びに資質向上のための協力及び支援を行う。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸妓の後継者育成並びに資質向上を目的とした事業への協力
- (2) 芸妓の発表会並びに祭り参加等、成果発表のための事業への協力
- (3) 芸妓の利用促進に関する事業
- (4) 会員相互の親睦と交流をはかる例会等の開催
- (5) その他本会の目的達成に必要な支援事業

(会員)

第4条 本会は、趣旨に賛同する企業、団体、個人により構成する。

- (1) 法人会員
- (2) 団体会員
- (3) 個人会員

(会費)

第5条 本会の会費は1口6,000円とし、法人会員は5口以上、団体会費は2口以上、個人会員は1口以上とする。会員は毎年総会終了後2ヶ月以内に納入しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 本会に顧問を置くことができる。

3 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 職務)

- 第 7 条 会長は会を代表し、会務を総理するとともに会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 理事は理事会を構成し、会務を担当する。
 - 4 監事は業務及び経理を監査する。

(役員 の 選任)

- 第 8 条 役員は次の方法により選任する。
- (1) 会長は総会において会員の中から選任する。
 - (2) 副会長、理事、監事は会長が会員の中から委嘱する。
 - (3) 顧問は理事会の承認を得て、会長が推戴する。

(会議)

- 第 9 条 本会の会議は、総会および理事会とし、会長がこれを招集する。
- 2 総会および理事会は年 1 回開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時にこれを開催することができる。

(会議 の 議決 および 成立)

- 第 10 条 総会および理事会の議決は、出席者の過半数の賛同により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

- 第 11 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(事務局)

- 第 12 条 本会の事務局を桑名商工会議所内に置く。

(その他)

- 第 13 条 各条文の詳細については別途内規で定める。
本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。
但し、初年度に限り事業年度は、平成 25 年 4 月 18 日から始まり、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

桑名伝統芸能を守る会 内規

1. 本会に登録している芸妓に対し、以下に記載する支援対象経費の一部を支援金として支出する。
但し、本会は支援金の支出にあたり、必要に応じ組合から支援対象経費明細の提出を求めることができる。

支援対象経費

対象経費	経 費 詳 細
資質向上研修費	芸妓が芸の習得のために要した経費 (講師謝金、講師旅費、会場費等)
会 場 費	組合主催の芸事発表会等に要した会場費
後継者養成費	置屋が新たに芸妓を雇用し、その支度金に要した経費 (カツラ、着物等購入費)
広 報 費	組合が主体となり芸妓振興に関するPRを行った経費 (チラシ、ポスター作成費用)
その他の経費	理事会において支援対象相当と認めた経費

2. 支援金は本会の会費収入の80%を上限とし、毎年年度末までに支給する。

本内規は平成25年4月18日から適用する。